

●清瀬市農業振興計画素案 現状と課題

1. 清瀬市の概要

(1)位置・面積

清瀬市は東京都心から約 25km の距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し、東西 5.09km 南北 4.63km で、面積は 10.23 km²です。市の東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しています。

(2)清瀬市のあゆみ

※長期総合計画の表現に準拠

(3)人口推計

※長期総合計画の人口推計とあわせる

2. 清瀬市農業の現状

清瀬市の農業は、明治 22 年(1889 年)の清瀬村誕生時は、大根、里芋、さつまいもなどを中心に栽培する純農村地帯でした。戦後の高度経済成長期を経て、都心へのアクセスの良さから宅地化が進みましたが、現在も市の総面積の約2割が農地であり、生産緑地の指定率も80%を超えています。都内一の生産量を誇る人参をはじめ、野菜・植木・花卉・酪農といった多様な種類の農業があり、現在まで都内有数の農業基盤を保持し続けています。

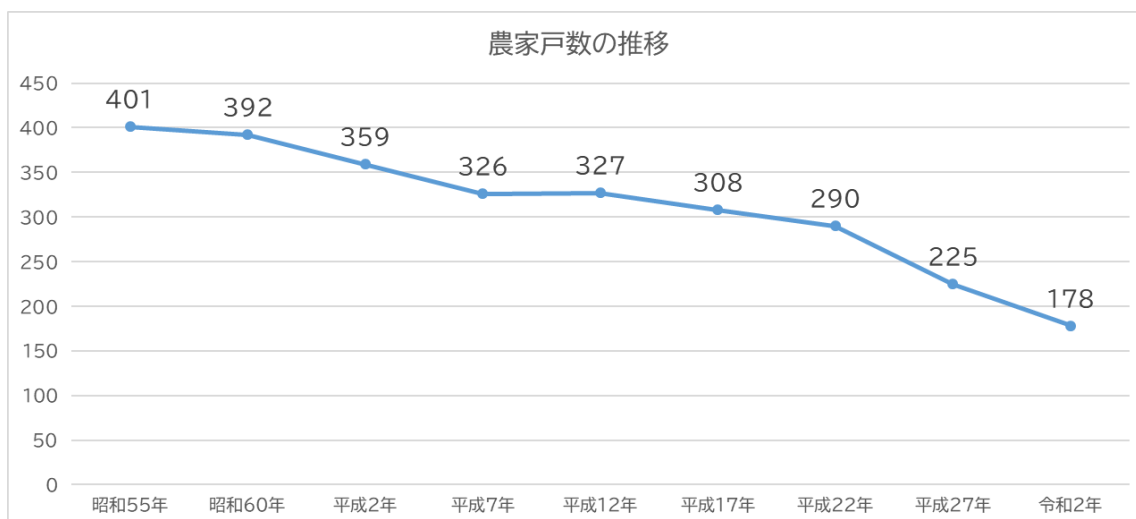
本市の農業の現状について、統計データ及びアンケート調査結果(※)をもとに分析します。

※アンケート調査の概要は巻末資料を参照

(1) 農家の状況について

① 農家戸数

清瀬市の農家数は、令和2年農林業センサスによると178戸となっており、前回計画策定時の平成27年農林業センサスの農家数から47戸減少しています。



資料：農林業センサスを基に事務局で作成

② 農業就業人口

清瀬市の農業就業人口は332人で、60～69歳の割合が最も高く 26.8%となっています。さらに、年齢区分における49歳以下の就業人口割合は、東京都と比べ高くなっており、若い世代が中心となって農業を営んでいることが分かります。

単位：人、%

農業就業人口 年齢区分	清瀬市		東京都	
	人数	割合	人数	割合
15～39 歳	31	9.3	542	6.8
40～49 歳	42	12.7	716	9.0
50～59 歳	53	16.0	1,232	15.4
60～69 歳	89	26.8	2,001	25.1
70～79 歳	73	22.0	1,918	24.1
80 歳以上	44	13.2	1,565	19.6

合計	332	100.0	7,974	100.0
----	-----	-------	-------	-------

資料：農林業センサスを基に事務局で作成

(2) 農地の状況について

清瀬市の農地面積は、平成27年度は約199.5ha で、市の総面積に占める割合は約19.4%でした。令和6年度は159.2ha であり、平成27年から約20%減少しています。清瀬市は全面市街化区域であるため、相続等を契機とした宅地の造成が、農地減少の大きな要因と言えます。そうした状況下で、生産緑地の指定率は上昇し続け93.5%と非常に高く、営農意欲が高いことが分かります。

◇農地面積の推移

単位：ha(%)

	平成27年度	平成30年度	令和3年度	令和6年度
清瀬市面積	1,023	1,023	1,023	1,023
農地面積	199.5	188.4	180.2	159.2
生産緑地面積	178.7 (89.6)	170.1 (90.3)	164.0 (91.0)	148.8 (93.5)
宅地化農地面積	20.8 (10.4)	18.3 (9.7)	16.2 (9.0)	10.4 (6.5)

資料：全国都道府県市区町村別面積及び固定資産概要調書

(3) 農業生産の状況について

①作物別作付面積

令和5年の作物別作付面積は、野菜類が全体の約83%を占めています。続いて果樹、花き、飼料作物、植木の順で多いです。清瀬市内の農業は野菜農家だけでなく、果樹農家、花き農家、酪農家、植木農家といった多様な経営をする農家がいることがわかります。

◇作物別作付面積

単位：ha

品目	令和3年	令和4年	令和5年
合計	212.7	211.0	208.4
野菜	175.6	174.0	173.0
果樹	12.0	11.9	11.9
稲・麦類	3.1	3.1	2.1
豆類	0.1	0.1	0.1
そば・雑穀類	0.1	0.1	0.1
工芸農作物	0.0	0.0	0.0
飼料作物	4.1	4.1	4.1

花き	4.4	4.4	4.3
植木	4.3	4.5	4.1
グランドカバー類	0.1	0.1	0.1
芝	0.1	0.1	0.1
緑肥作物	8.7	8.7	8.6

資料：東京都農作物生産状況調査

②作付面積上位品目

令和5年の野菜の作付面積はハウレンソウ、ニンジン、スイートコーン、サトイモ、キャベツの順に大きくなっています。果樹の作付面積は上位から栗、ブルーベリー、ブドウ、柿、梅となっています。野菜、果樹いずれも平成25年と比較して、1haあたりの収穫量に大きな差はありません。気候変動など農業が直面する課題に対して、生産者による技術の向上や努力によって、生産量を維持していることが分かります。

◇作付面積上位品目(野菜)

(単位:ha・t)

令和5年			平成25年		
品目	作付面積	収穫量	品目	作付面積	収穫量
ハウレンソウ	42.3	476	ハウレンソウ	46.2	506
ニンジン	30.9	1,108	ニンジン	32.8	1,144
スイートコーン	13.1	118	スイートコーン	12.0	105
サトイモ	11.5	118	サトイモ	11.5	114
キャベツ	8.6	361	キャベツ	9.0	379

◇作付面積上位品目(果樹)

(単位:ha・t)

令和5年			平成25年		
品目	作付面積	収穫量	品目	作付面積	収穫量
栗	4.5	3	栗	5.8	5
ブルーベリー	1.9	4	ブルーベリー	1.9	5
ブドウ	1.7	8	ブドウ	1.9	15
柿	1.1	6	柿	1.2	8
梅	1.0	1	梅	1.1	1

資料：東京都農作物生産状況調査

③畜産

単位:戸・頭

平成2年には10戸の酪農家、200頭以上の乳牛がおり、養鶏も行われていました。現在も北多摩地区では最も農家数及び飼養頭数が多く、都内全体を見渡

	乳牛	
	飼養農家数	飼養頭数
令和6年	5	152

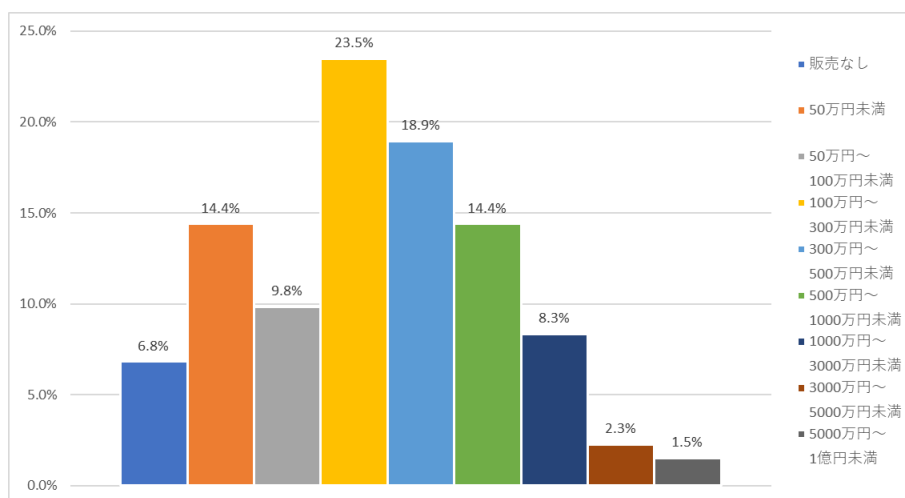
しても最も酪農が盛んな地域の一つですが、都市化の進行に伴い生産環境は厳しくなり、年々減少が続いています。

(4) 農業の経営について

① 年間農業収入について

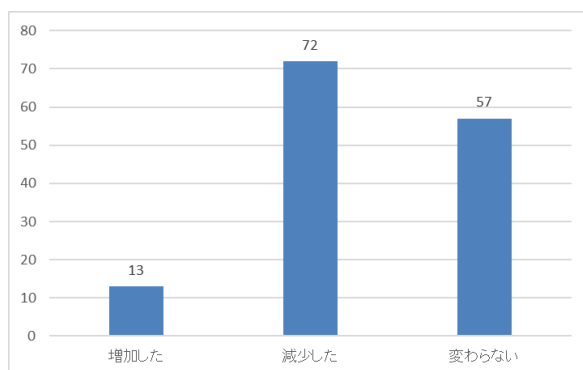
令和7(2025)年農林業センサスによると、本市の販売金額規模別経営体数(表①)は100万円以上300万円未満が23.5%で最も高く、販売金額500万円未満が約75%を占めます。

◇表1:販売金額規模別経営体数(農林業センサス 2025 より事務局で作成)

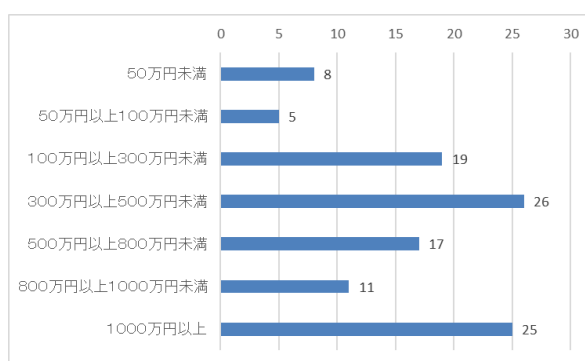


一方、農業者向けアンケート調査によると、令和3年からの農業収入の変化について回答した方(表②)では、減少した方が約50%を占めており、増加した方は約10%にとどまりました。さらに農業収入以外の収入の有無について(表③)については、111件が「ある」と回答し、そのうち300万円以上の収入がある方が約60%となりました。農業所得より、農業以外の収入が多い傾向があることがうかがえます。

◇表②: 農業収入以外の収入の有無(n=142)



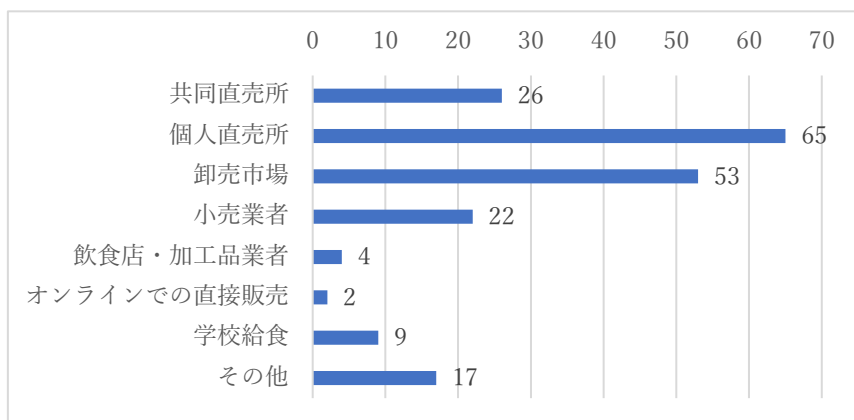
◇表③: 農業以外の収入額(n=111)



② 出荷先について

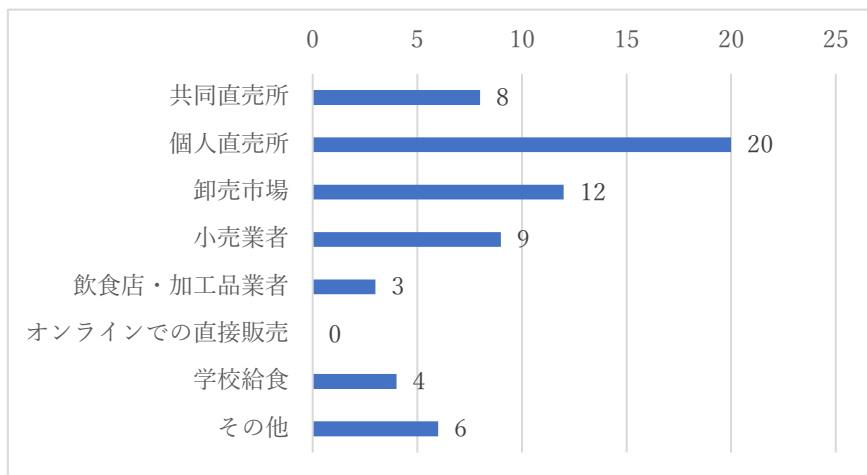
農業者向けアンケート調査によると、現在の主な出荷先について回答した方(表①)のうち、個人直売所が最も多く約32%を占めました。次いで卸売市場が約26%となりました。

◇表①:現在の主な出荷先(n=198、3つまで回答可)

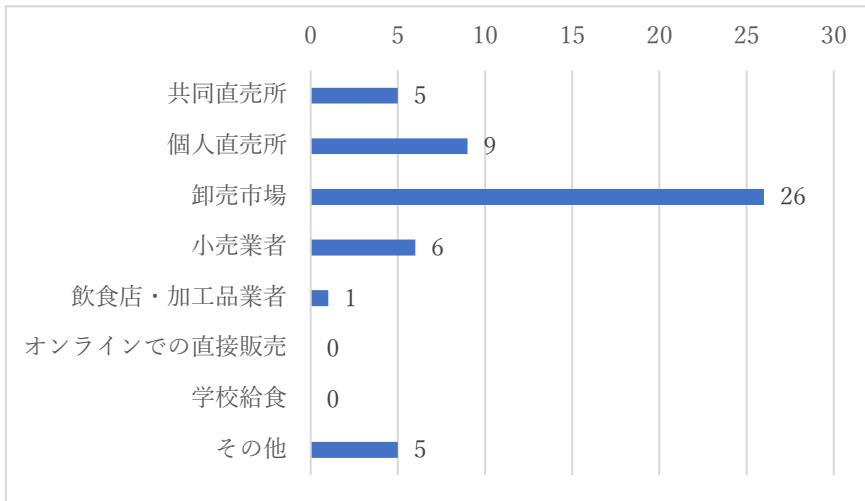


さらに過去5年間で売上が増加した出荷先として(表2)は個人直売所が20件、減少した出荷先として(表③)は卸売市場が26件と最も多いです。個人直売所が多いことについては、都市農業の強みである消費者との距離の近さにあると考えられます。卸売市場の売上が減少した背景には、物価高騰などの影響での卸売価格の減少が考えられます。

◇表②:過去5年間で売り上げが増加した出荷先(n=62、2つまで回答可)



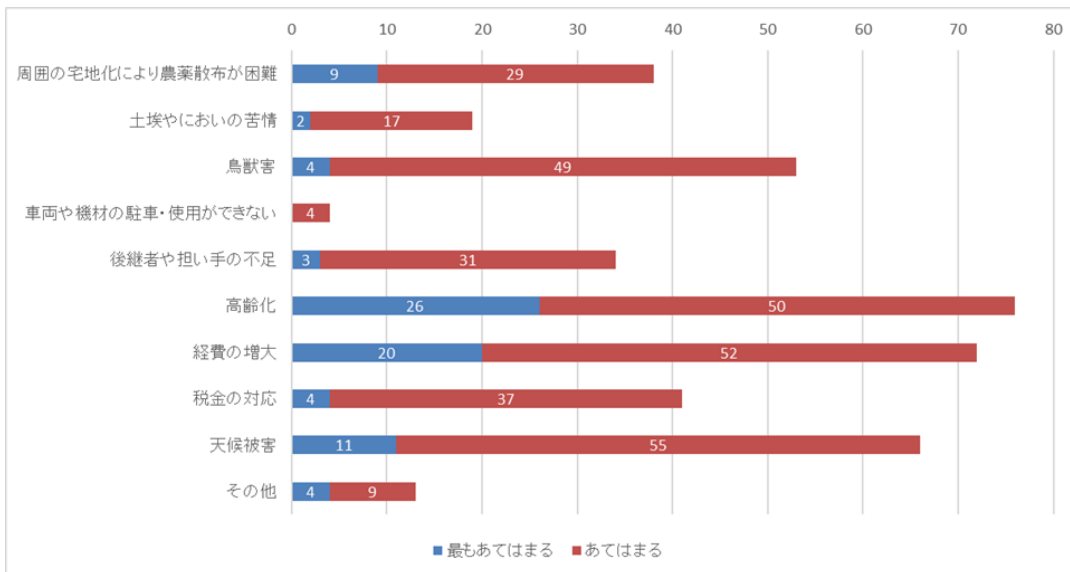
◇表③:過去5年間で売上が減少した出荷先(n=52、2つまで回答可)



③農業経営の課題

農業者向けアンケート調査によると、営農時に関する困りごと(表①)は、高齢化が最も多く、次いで経費の増大や天候被害と続きます。後継者不足の意見もあり、十分な担い手がないことがわかります。さらに税制への問題や宅地化による農作業の制限など、都市農業ならではの課題に苦慮していることがわかります。

◇表①:営農時に関する困りごと(あてはまるものすべてに回答、n=416)



3. 市民の農業への考えについて

市民の農業に対する考え方について、アンケート調査結果(※)をもとに分析します。

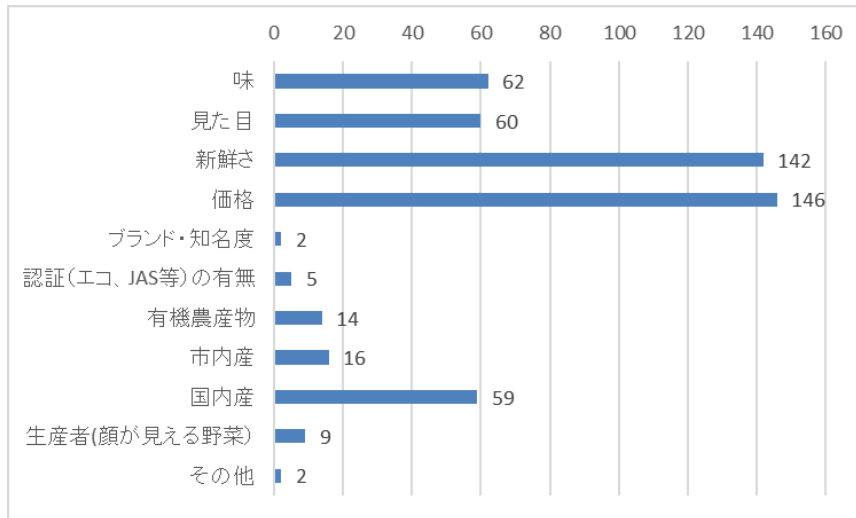
※アンケート調査の概要は巻末資料を参照

(1)農産物の購入について

市民向けアンケートの結果によると、農産物を購入する際に重視する基準(表①)は価格と

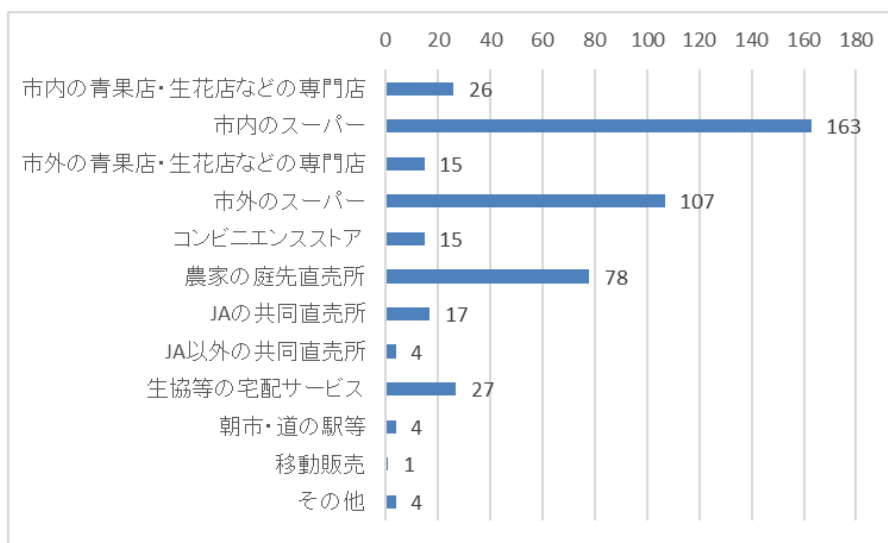
新鮮さです。次いで味、見た目、国内産と続きます。

◇表①：農産物を購入する際に重視する基準(3つまで回答、n=517)◇

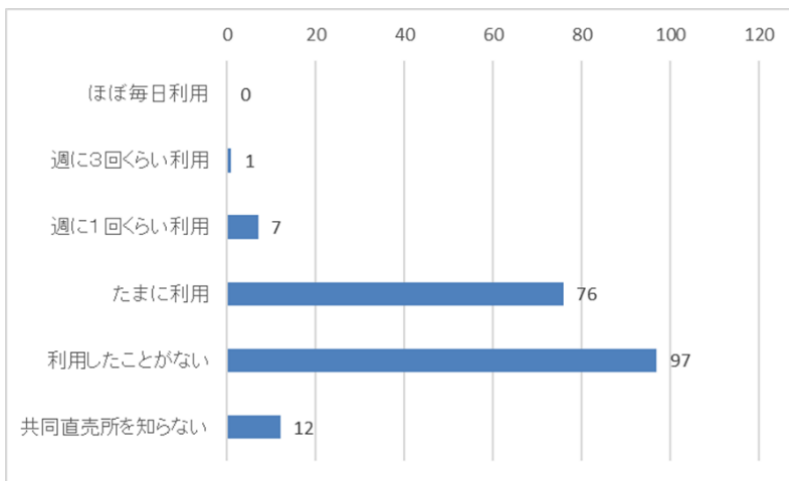


一方で、農産物を普段購入する場所(表②)は、市内・市外のスーパーが多く、個人直売所やJA東京みらい新鮮館(共同直売所)の利用は、利用する頻度(表③、表④)とあわせてあまり多くないことがわかります。

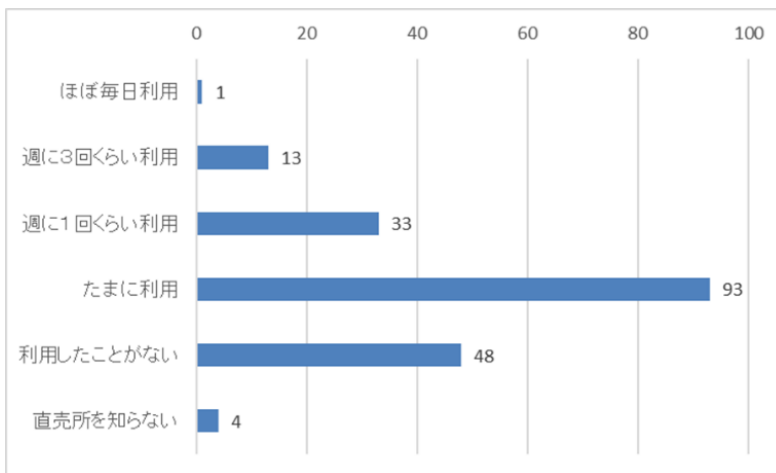
◇表②：農産物を普段購入する場所(3つまで回答、n=461)◇



◇表③：JA 東京みらい新鮮館(共同直売所)の利用頻度(n=193)◇



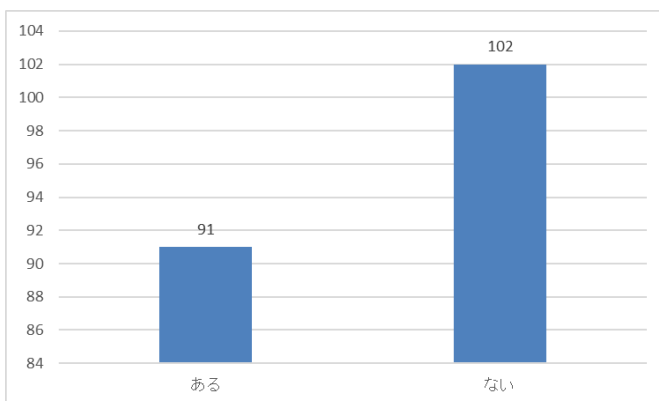
◇表④：市内農家の個人直売所の利用頻度(n=192)



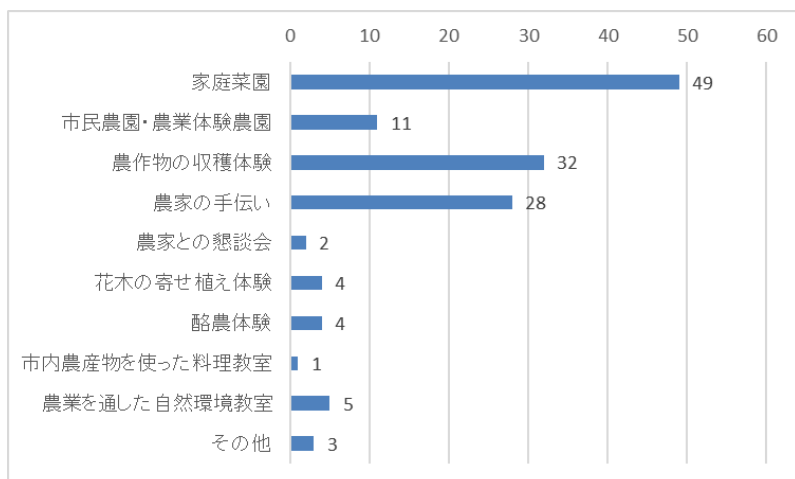
(2) 農業とのかかわりについて

アンケートによると、農業の経験(体験)の有無について(表①)は、ある人が92名、ない人が102名となりました。あると回答した方の経験(体験)の内容(表②)は家庭菜園が最も多く、ついで農作物の収穫体験、農家の手伝いとなりました。

◇表①：農業の経験(体験)の有無(n=193)



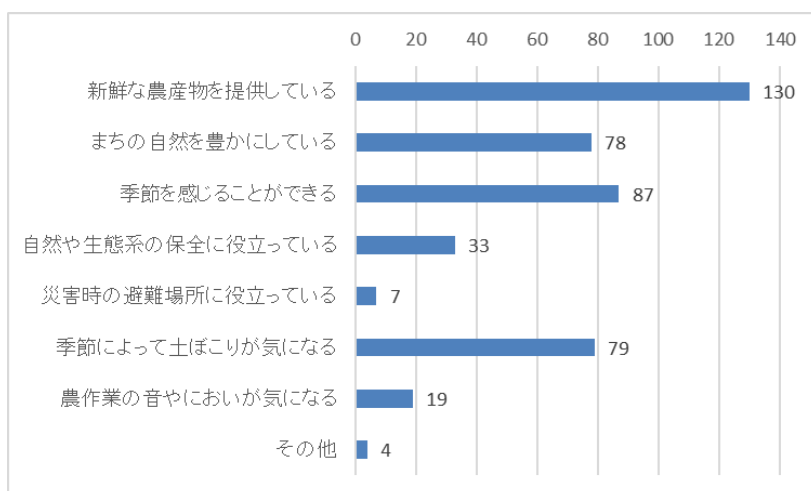
◇表②:どのような農業の経験(体験)をしたことがあるか(3つまで回答、n=139)



(3)市の農業・農地について感じること

アンケート結果(表①)によると、新鮮な農産物を提供していると感じる方が最も多く、ついで季節を感じられる・自然が豊かになるといった意見が多くありました。一方で土埃が気になると感じる方も多く、宅地と農地が隣り合う都市農業ならではの困りごとが見受けられました。

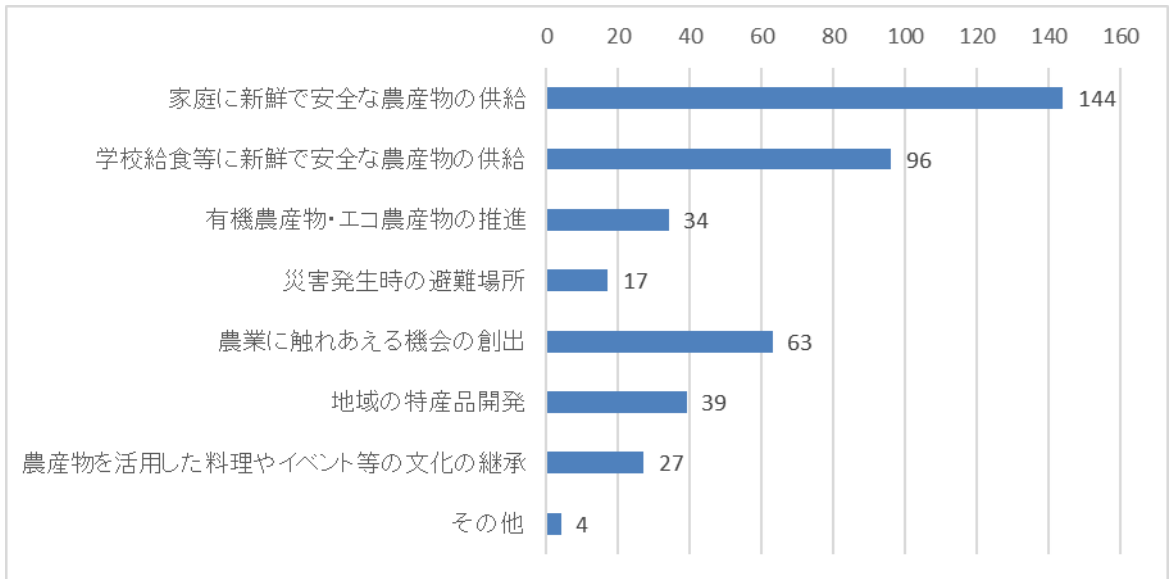
◇表①:市の農業、農地について感じること(3つまで回答、n=437)



(4)市の農業・農地になにを期待するか

アンケート結果(表①)によると、家庭や学校給食等に新鮮で安全な農産物の提供を期待する方が多いです。さらに農業に触れ合える機会の創出や災害発生時の避難場所など、農地がもつ多面的な機能が発揮されることが期待されています。

◇表①:市の農業・農地に何を期待するか(n=424、3つまで回答)



4. これまでの取組について

第3次清瀬市農業振興計画では、「守ろう！活かそう！育てよう！清瀬の農業」を将来像とし、「農地保全と多面的機能の活用」「担い手の確保・育成」「食の安心・安全と地産地消の推進」「ふれあい農業の推進」の4つの展開方法を定め、様々な施策を展開してきました。

(1) 農地保全と多面的機能の活用

主要施策	主な内容
①生産緑地の維持・保全	・農業委員会と連携し必要な制度改正の要望 ・「清瀬市生産緑地バンク制度」を開設し、貸付希望者と借受希望者の橋渡しを実施。
②農地の有効活用の研究	・農業者等が市民農園を開設する際の支援のため、補助金を創設
③農地の多面的機能の啓発	・防災所管課と連携し、災害時における協力農地の登録の推進や市報等で農地のもつ役割の広報を実施
④農地がもたらす潤いのある景観の保全	・直売所マップの作成と直売所を巡る散策ルートの設定 ・緑肥となるひまわりの景観を活かした清瀬ひまわりフェスティバルを開催。 ・農業まつり等で鉢花や植木の無料配布を実施
⑤まちづくりの視点での農地の位置付け	・都市計画マスタープラン等と連携した景観づくりに取り組む

(2) 担い手の確保・育成

主要施策	主な内容
①経営意欲の高い農業者の支援	・認定農業者制度を普及し、経営意欲の高い農業者を支援 ・各種補助事業の周知や申請補助を実施。
②環境保全型農業の推進	・みどり認定等の各種認証制度の周知推進 ・環境にやさしい農業資材の補助率向上や堆肥の購入補助制度を開始し、循環型農業を推進
③都市農業の強みを活かした農業経営の支援	・消費者との距離が近い強みを活かし、直売所設置の補助や新たな出荷先の紹介を実施 ・観光分野と連携し市内産農産物を使用した特産品を開発

④多様な流通経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「清瀬産」を明示した出荷容器の補助を実施 ・生産者に民間事業者や加工事業者を紹介し、新たな販路や新商品の確保・開発を支援
⑤農業後継者・担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者顕彰制度により、新規就農の意欲向上を図る。 ・認定農業者の家族協定の締結を推進
⑥農業経営の近代化、労働環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・農農業簿記講座で経営能力の向上の支援を実施 ・国や都の補助金の周知を実施

(3)食の安心・安全と地産地消の推進

主要施策	主な内容
①消費者のニーズに合わせた流通販売ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある直売所を掲載した直売所マップを作成 ・JA東京みらいと連携し、市内の買い物困難地域での移動販売を実施
②新たな地元消費の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所が少ない地域での、臨時直売所の出店を実施 ・包括連携協定先で市内特産品の販売を実施
③異業種との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・観光分野と連携し特産品の開発を行うほか、農業者と民間事業者のマッチングを実施 ・商工分野と連携し、市内産野菜を一定以上使用している店舗を「地産地消推進店舗」として認証し、市内産農産物の消費拡大に努める
④清瀬市農業のPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙やメディア等で清瀬市農業のPRを実施 ・農業まつりやひまわりフェスティバルを通して、清瀬市農業に親しみを持ってもらえるようにした。

(4)ふれあい農業の推進

主要施策	主な内容
①学校教育と連携した食育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地産地消の推進。 ・農業委員会と連携し、職場体験の受入
②農業体験の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の整備 ・農家が開設する市民農園等への補助を実施
③農業の教育的・福祉的機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内農業者と福祉作業所のマッチングを行い、農福連携を推進

5. 清瀬市農業の課題

(1) 農地の維持・保全

本市は、全域が都市計画法における市街化区域でありながら、市内の約15%が農地であり、生産緑地の指定率は約93%と農業者の営農意欲が非常に高いことがわかります。しかしながら、相続等を契機とした農地の処分や農業者の高齢化等による労働力不足により、農地の維持保全に苦慮している状況が続いています。

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」と位置づけられていましたが、平成27年の都市農業振興基本法において、都市農地は「あるべきもの」と方針転換されました。平成31年には都市農地貸借円滑化法が成立し、生産緑地の貸借が可能となりました。

都市農地は農産物の生産だけでなく、自然ある景観の形成や災害時の避難場所としての防災機能、ヒートアイランド現象抑制といった環境保全機能など多面的な役割があります。こうした機能の啓発活動に努めるとともに、農業委員会と連携し管理が難しくなった生産緑地の把握とその貸借や、市民農園等としての活用の推進をおこない、将来にわたり農地を残していけるよう努めます。

(2) 多様な担い手に適した支援

農業者の高齢化や後継者の不在による労働力不足や、相続等を契機とした農地の減少や宅地化による周辺環境の悪化といった都市農業独自の課題など、農業経営には様々な課題があります。

こうした課題に対し、年間を通して安定した出荷が目指せる施設栽培の導入や、労働力不足を補うため AI やロボット技術を活用したスマート農業の活用が進められています。さらには市場出荷型から直売型の転換や、生産者自身による加工品の開発など、農業経営方針は時代に合わせて変化をしています。各経営体の営農状況や農業を取り巻く情勢の変化、都市農業独自の課題をとらえながら、生産・加工など様々な側面で効果的な施策を展開する必要があります。

(3) 農業への理解と地産地消の推進

本市の農業について市民に理解をしてもらい、そして愛着をもってもらうことが、本市農業の大きな支えになります。

市民向けに広報活動を効果的に行うほか、学校給食における地場産農産物の使用率向上や職場体験など教育機関との連携を通して、農のある風景がある清瀬市を誇りに思ってもらえるよう努める必要があります。

(4) 清瀬市農業の発信

生産者と消費者の距離の近さや、飲食店への輸送コスト・二酸化炭素の排出削減など、食の安心安全や環境配慮への関心が高い現代社会において、都市農業は大きな強みを持っています。こうした背景から、本市の農畜産物のブランディングやPR活動を効果的に行い、消費者だけでなく、飲食業界や中食業界への新たな販路の拡大に努める必要があります。